



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

ランドマーク 税理士法人グループ

主な事業内容：相続・事業承継対策支援、相続手続き支援、相続税申告、資産税コンサルティングなど
営業拠点：7カ所
スタッフ数：70名(2014年1月1日現在)(資格者一覧)税理士7名、顧問税理士7名、顧問弁護士2名、顧問不動産鑑定士3名、顧問司法書士1名、社会保険労務士2名、行政書士2名、税理士科目合格者14名、宅地建物取引主任者10名、ファイナンシャルプランナー9名、中小企業診断士2名
東京地方税理士会・横浜中央支部 税理士法人番号：第1606号
〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
☎ 0120-48-7271 http://www.zeirisi.co.jp/

●ランドマーク税理士法人グループは、関東に拠点が7つ

- タワー事務所**
神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー37階
☎ 045-263-9730
- 東京丸の内事務所**
東京都千代田区丸の内2丁目5番2号
三菱ビル9階
☎ 03-6269-9996
- 横浜緑事務所**
神奈川県横浜市緑区台村町644番地
☎ 045-929-1527
- 行政書士法人中山事務所**
神奈川県横浜市緑区中山町327番地11 2階
☎ 045-350-5605
- 多摩川崎事務所**
神奈川県川崎市麻生区黒川24番地
☎ 044-281-3003
- 町田駅前事務所** **NEW!**
東京都町田市原町田4丁目7番14号
リズワンビル3階
☎ 042-720-4300
- 行政書士法人鴨居駅前事務所** **NEW!**
神奈川県横浜市都筑区池辺町4364番地
☎ 045-935-4300

INFORMATION

相続関連のセミナーも定期的に開催!

東京駅前の「丸の内相続プラザ」をはじめとする7カ所の拠点では、いろいろなテーマのセミナーが定期的に開催されています。開催日時は下記ホームページより随時チェックが可能。参加申し込みもできます。

- セミナーのテーマ
- ・生命保険の合理的活用法
 - ・相続税務調査対策
 - ・正しい遺言書活用講座 など

お問い合わせ

ご相談はこちらまで

ヨハ セツゼイ

0120-48-7271

営業時間 平日9:00~19:00/土曜日9:00~17:30

http://www.zeirisi.co.jp/

相続対策としていちばん大事な生前対策にも力を入れていきます。生前から対策を行うことで税金を抑え、スムーズな申告が可能になります。「できるだけ生前からご相談をされるのがおすすめです。ランドマーク税理士法人では、相続相談の入り口として『相続対策10万円パック』というサービスを行っています

10万円パックを利用した場合、将来、相続が発生したときには、相続税申告報酬より10

また、ランドマーク税理士法人では、研修・セミナーを年間150回以上開催。一般の方が参加できる各種セミナーも定期的に行っています。特に、2013年にオープンした「丸の内

相続について、どんな相談にも応えてもらえる税理士事務所が存在は、いざというときに頼もしいもの。まずは、生前対策から考えていきましょう。

定過程を共有し、年間200件超見れば、自然と社員のレベルが上がっていきますよ」清田さん。

サービス内容としては、土地や預貯金などの保有資産に、将来相続税がいくらくらいかかるのかを試算する「相続税の試算」、生前贈与や養子縁組など、将来課せられる相続税を抑えるための「生前対策の提案」、さらにはその後に起こる二次相続までを見据えて対策をとるための「二次相続の試算」、遺産をめぐって家族間で争いが生じないように、自身の意思を伝える「公正証書遺言の作成助言」などが含まれます。

「生前対策としても、不動産を活用したコンサルティングのノウハウがたくさんあります。土地の評価減を確実に進めるには、生前からやっておいたほうが有利です」(清田さん)。

相続「プラザ」では、相続の無料相談や各種セミナーを実施。交通の便がいい東京駅前、東京丸の内事務所を含め、相続「プラザ」は全拠点に併設されています。そのほかに、清田さんは、税理士など専門家向けの実務講座「丸の内相続大学校」も主宰。各方面で活躍する第一線の講師陣を招いて、専門性の高い講座を提供しています。

相続税の申告、年間200件超！ 土地評価の関連相続が専門

相続税の申告のポイントになるのが「土地評価」です。土地評価の仕方にはさまざまな要素と方法があり、どういう解釈に基づいて相続税評価額を割り出すかは、税理士によって異なってくるのです。申告を任せる税

ランドマーク税理士法人の昨年の申告件数は207件。今年度は年間250件ペースで相続税の申告案件を受け付け、解決しています。「これまでに累計1300件超の案件を担当してきた経験から、相続に関するノウ

「丸の内相続プラザ」では、相続の無料相談や各種セミナーを実施。交通の便がいい東京駅前、東京丸の内事務所を含め、相続「プラザ」は全拠点に併設されています。そのほかに、清田さんは、税理士など専門家向けの実務講座「丸の内相続大学校」も主宰。各方面で活躍する第一線の講師陣を招いて、専門性の高い講座を提供しています。

「丸の内相続プラザ」では、相続の無料相談や各種セミナーを実施。交通の便がいい東京駅前、東京丸の内事務所を含め、相続「プラザ」は全拠点に併設されています。そのほかに、清田さんは、税理士など専門家向けの実務講座「丸の内相続大学校」も主宰。各方面で活躍する第一線の講師陣を招いて、専門性の高い講座を提供しています。

「うちではセカンド・オピニオンのご相談も受け付けていますが、相続のご相談は、最初から相続税全体の知識を持ったノウハウが豊富な専門家を選ぶことをおすすめします」(清田さん)。

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」

「うちの事務所は、毎朝定期的な情報共有し、レベルアップを図る」



●代表税理士・清田幸弘さんによる著書の紹介

ランドマーク税理士法人で培ってきた相続におけるノウハウを、より多くの人に伝えるため、代表税理士の清田幸弘さんは、多数の著書を出しています。一般向けにわかりやすく相続について解説したものや、より専門的な税金解説までさまざま。ぜひ、ご一読を!

『平成26年度 都市農家・地主の税金ガイド』(税務研究会出版局)



「大増税時代到来—そろそろ相続のこと、本気で考えないとマズイですよ!」(あさ出版) いずれも著者は清田幸弘さん。

代表税理士 清田幸弘
PROFILE
神奈川県横浜市の農家の長男として生まれる。明治大学卒業。農協、資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に清田幸弘税理士事務所を設立。相続実務のプロを育成する「丸の内相続大学校」の主宰を務める。東京地方税理士会 税法研究所研究員。

相続税の申告、年間200件超！ 土地評価の関連相続が専門

任せる税理士によって
納める相続税額が
変わってくる!?

横浜、丸の内などを拠点とするランドマーク税理士法人は、年間相続申告件数200件超の実績を持つ税理士事務所です。

代表税理士の清田幸弘さんは、自身が横浜市内の農家の長男で、都市部の農家の相続問題を目の当たりにして育ちました。大学を卒業後、農協(現JA)に勤務した清田さんは、「相続税の負担に苦しんでいる農家とその家族の役に立つには、税務に強くないといけない」と悟り、税理士として活動を始めました。そのため、ランドマーク税理士法人は土地評価に関連する相続問題に強く、特に広大地評価の取り扱い件数は、全国でもトップクラス。

相続税の申告のポイントになるのが「土地評価」です。土地評価の仕方にはさまざまな要素と方法があり、どういう解釈に基づいて相続税評価額を割り出すかは、税理士によって異なってくるのです。申告を任せる税

理士次第で相続税の納税額が大きく違うこともあるので、税理士選びは重要なポイントです。

いったん相続税の納税が終わったあとでも、申告期限から5年以内なら、更正の請求(申告の見直し請求)をすることができ、評価額が下げられる場合は、相続税額も減るので、その分払いすぎた税金を取り戻せる可能性もあります。

「うちではセカンド・オピニオン的なご相談も受け付けていますが、相続のご相談は、最初から相続税全体の知識を持った、ノウハウが豊富な専門家を選ぶことをおすすめします」(清田さん)。

**7つの事務所の社員全員で
毎朝定期的な情報共有し、
レベルアップを図る**

ランドマーク税理士法人の昨年の申告件数は207件。今年は年間250件ペースで相続税の申告案件を受け付け、解決しています。「これまでに累計1300件超の案件を担当してきた経験から、相続に関するノウ



● 代表税理士・清田幸弘さん による著書の紹介

ランドマーク税理士法人で培ってきた相続におけるノウハウを、より多くの人に伝えるため、代表税理士の清田幸弘さんは、多数の著書を出版しています。一般向けにわかりやすく相続について解説したものや、より専門的な税金解説までさまざま。ぜひ、ご一読を!

『平成26年度
都市農家・地主の税金ガイド』
(税務研究会出版局)



『大増税時代到来—そろそろ相続のこと、
本気で考えないとマズイですよ!』
(あさ出版) いずれも著者は清田幸弘さん。

代表税理士 清田幸弘

PROFILE

神奈川県横浜市の農家の長男として生まれる。明治大学卒業。農協、資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に清田幸弘税理士事務所を設立。相続実務のプロを育成する「丸の内相続大学校」の主宰を務める。東京地方税理士会 税法研究所 研究員。

ハウはかなり蓄積されています。年に数件しか申告を担当しなければ、相続案件にかけられる労力は限られていて、なかなか正解にたどりつけないということもあるようですが、うちは徹底的に調べて、『これしかない』という解決法を導き出せていると思います。案件数を多く抱えながらも、質の担保も十分に行っていると自負しています」(清田さん)。

町田と鴨居の拠点が2つ増え、現在7つの拠点で業務を行っています。一都三県を中心エリアとしています。7つの事務所に勤務する全社員で、テレビ会議システムを使って毎朝30分間、情報共有をしています。「一つの案件について、顧問をしていただいている複数の専門家の方々にも多角的な意見を聞き、土地の評価については最終的に私がすべて判断し、難解な案件にも柔軟に対応しています。そういう高いレベルでの決



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

ランドマーク 税理士法人グループ

主な事業内容：相続・事業承継対策支援、相続手続き支援、相続税申告、資産税コンサルティングなど
営業拠点：7カ所
スタッフ数：70名(2014年1月1日現在)(資格者一覧) 税理士7名、顧問税理士7名、顧問弁護士2名、顧問不動産鑑定士3名、顧問司法書士1名、社会保険労務士2名、行政書士2名、税理士科目合格者14名、宅地建物取引主任者10名、ファイナンシャルプランナー9名、中小企業診断士2名
東京地方税理士会・横浜中央支部 税理士法人番号：第1606号
〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
☎ 0120-48-7271 http://www.zeirisi.co.jp/

●ランドマーク税理士法人グループは、関東に拠点が7つ

●タワー事務所

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー37階
☎ 045-263-9730

●東京丸の内事務所

東京都千代田区丸の内2丁目5番2号
三菱ビル9階
☎ 03-6269-9996

●横浜緑事務所

神奈川県横浜市緑区台村町644番地
☎ 045-929-1527

●行政書士法人中山事務所

神奈川県横浜市緑区中山町327番地11 2階
☎ 045-350-5605

●多摩川崎事務所

神奈川県川崎市麻生区黒川24番地
☎ 044-281-3003

●町田駅前事務所

東京都町田市原町田4丁目7番14号
リンズワンビル3階
☎ 042-720-4300

●行政書士法人鴨居駅前事務所

神奈川県横浜市都筑区池辺町4364番地
☎ 045-935-4300

INFORMATION

相続関連のセミナーも定期的に開催!

東京駅前の「丸の内相続プラザ」をはじめとする7カ所の拠点では、いろいろなテーマのセミナーが定期的に開催されています。開催日時は下記ホームページより随時チェックが可能。参加申し込みもできます。

セミナーのテーマ

- ・生命保険の合理的活用法
 - ・相続税・税務調査対策
 - ・正しい遺言書活用講座
- など

お問い合わせ

ご相談はこちらまで

ヨハ セツセイ
☎ **0120-48-7271**

営業時間 平日9:00~19:00 / 土曜日9:00~17:30

http://www.zeirisi.co.jp/

定過程を共有し、年間200件超えていけば、自然と社員のレベルは上がっていきますよ(清田さん)。

相続相談の入り口「10万円バック」で、まずは生前対策から

相続対策としていちばん大事な生前対策にも力を入れていきます。生前から対策を行うことで税金を抑え、スムーズな申告が可能になります。「できるだけ生前から相談をされることをおすすめします。ランドマーク税理士法人では、相続相談の入り口として『相続対策10万円バック』というサービスを行っています

ます(清田さん)。

サービス内容としては、土地や預貯金などの保有資産に、将来相続税がいくらかかるのかを試算する「相続税の試算」、生前贈与や養子縁組など、将来課せられる相続税を抑えるための「生前対策の提案」、さらにその後起こる二次相続までを見据えて対策をとるための「二次相続の試算」、遺産をめぐって家族間で争いが生じないように、自身の意思を伝える「公正証書遺言の作成助言」などが含まれます。

10万円バックを利用した場合、将来、相続が発生したときには、相続税申告報酬額より10

万円値引きしてもらえるので、大変おトクです。

「生前対策としても、不動産を活用したコンサルティングのノウハウがたくさんあります。土地の評価減を確実に進めるには、生前からやっておいたほうが有利です(清田さん)。

一般向け、専門家向け、各種セミナーを年間150回以上開催

また、ランドマーク税理士法人では、研修・セミナーを年間150回以上開催。一般の方が参加できる各種セミナーも定期的に行っています。特に、2013年にオープンした「丸の内

相続プラザ」では、相続の無料相談や各種セミナーを実施。交通の便がいい東京駅前、東京丸の内事務所を含め、相続プラザはそのほかに、清田さんは、税理士など専門家向けの実務講座「丸の内相続大学」も主宰。各方面で活躍する第一線の講師陣を招いて、専門性の高い講座を提供しています。

相続について、どんな相談にも応えてもらえる税理士事務所の存在は、いざというときに頼もしいもの。まずは、生前対策から考えていきましょう。